



## 《社労士法人よりお知らせ》

### 9月の税務カレンダー

- ☆平成30年7月決算法人の確定申告
- ☆1月決算法人の中間申告（法人・消費）
- ☆8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
・・・9月10日まで納付



### 【税務耳より情報】

企業版ふるさと納税（地方創成応援税制）の平成29年度寄附件数は1254社（対前年度比142.5%増）、寄附金額は23億5500万円（同215.3%増）で、平成28年の創設初年度に比べて大幅に増加したようです。寄附の受入が多かった地方公共団体は、「福島県」がトップで2億679.6万円。また、地域再生計画における事業分野別にみると、地域産業振興や観光振興、農林水産振興が含まれる「しごと創生」が989件（寄附額19億3500万円）で最も多くなっています。企業版ふるさと納税は、地方自治体が地方版総合戦略を策定するとともに、地方創生を推進する上で効果の高い事業と思われる「地域再生計画」を作成し、内閣府から計画の認定を受けた事業に対して企業が寄附を行うと、寄附金控除のほかに寄附金合計額の①10%を法人事業税から、②5%を法人住民税（道府県民税）法人税割額から、③15%を法人住民税（市町村民税）法人税割額から、合計30%の税額控除が受けられる（法人事業税・法人住民税の20%が上限）制度です。

### 《ちょっとランチタイム》

今月のランチのご紹介は、鴻巣市の63（ロミ）カフェ食堂さんです。鴻巣市の住宅街にあるおうちカフェです。  
（住所：鴻巣市屈巢3403-9 電話090-3577-3092 定休日：月・木・日曜日 営業時間12:00～18:00 水曜日は16:00まで）駐車場がお家の前にありますが、ランチ時には込み合っていますので、電話で予約したほうが無難です。お野菜を中心にしたヘルシーなランチと手作りパンが美味しいと評判のカフェです。かわいい雑貨も販売していて、女性客でいっぱいのお店です！



### 社会保険料の控除について

「算定基礎届」の提出後、日本年金機構より決定された標準報酬月額を通知する「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」が届きます。新たな標準報酬月額はその年の9月から翌年8月まで適用されます。給与から控除する保険料は前月分を原則としていますので、実際には10月支給の給与から新たな社会保険料となります。会社によっては、当月分を当月から控除している場合もあります。その場合はその月から控除額を変更して下さい。

この保険料は毎月支給額が変更になっても、残業代などの非固定的なものであれば、原則翌年の8月分迄変更はありません。なお、毎年上がっていた厚生年金保険料率は今回変更ありませんでした。そのため、社会保険料控除額に変更がない場合もあります。不明な点がございましたら、会計担当者まで連絡下さい。

### 労働基準監督署の調査について

6月29日に成立した働き方改革関連法において、時間外労働の上限規制等が設けられました。平成31年4月以降施行されることとなります。このことにより今後、労働基準監督官による監督指導等の強化が予想されます。労働基準監督署の調査は原則拒否することはできませんが、担当者が不在の時など調査に対応できない場合は、日程の変更はできる可能性があります。調査の内容は、労働者名簿、賃金台帳、出勤簿、健康診断の対応、労働災害等の確認です。法令違反が認められた場合には是正勧告書が交付されます。是正勧告書には法令違反を正すまでの期日が設定されるため、それまでに是正・改善等を行い、労働基準監督署へ是正報告書を提出します。労務管理は今後ますます重要になってきます。働き方改革関連法についての概要は厚生労働省のホームページにありますので、**自社における働き方、労務**について検討をお願い致します。

### 《事務所ニュース》

労務管理セミナーのご案内です。

日時：平成30年9月28日15:00～17:00

場所：第一経営 熊谷事務所 1階セミナー室

定員：20名（定員になり次第締め切らせていただきます）

会費：1,000円（ぐる～ぷ1会員様は無料）

「今、やっておくべき社員の労働環境整備」

講師：特定社会保険労務士 星 弘美

社会保険労務士 有吉 若菜

参加ご希望の方は、第一経営 熊谷事務所 担当者（柴沼・佐藤）までご連絡ください。